

## 第 27 章 海外の金融当局との連携強化

### 第 1 節 金融監督者間の 2 国間連携強化

#### I 金融監督当局との連携の概要

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、個別案件ごとに連絡を取り合っている他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融市場の動向等について意見交換を実施している。

2005 年には、米国証券取引委員会（SEC）との間で定期的な対話を行うことで合意し、同年 6 月に「日米ハイレベル証券市場対話」第 1 回会合（東京）を行った。また、第 14 回日・EU 定期首脳協議（2005 年 5 月）の際に、金融市場に関する非公式な対話の強化で合意した。

また、海外の証券規制当局との間で株価操作等の不正取引に関する情報を相互に提供するための情報交換枠組みの設定について積極的に取り組んでいるところである。

#### （最近の主な金融協議等）

- 2004 年 8 月 米国 USTR 他との協議（東京）
- 2004 年 9 月 スウェーデン財務省他との協議（東京）
- 2004 年 9 月 中国銀行業監督管理委員会との協議（東京）
- 2004 年 11 月 欧州委員会経済財務総局、域内市場総局との協議（東京）
- 2004 年 11 月 独財務省他との協議（ベルリン）
- 2004 年 12 月 韓国金融監督委員会他との協議（ソウル）
- 2005 年 2 月 米国財務省他との協議（東京）
- 2005 年 4 月 欧州委員会域内市場総局との協議（ブリュッセル）
- 2005 年 4 月 英国金融サービス機構との協議（ロンドン）
- 2005 年 5 月 スイス連邦外務省他との協議（ベルン）
- 2005 年 5 月 中国銀行業監督管理委員会、保険監督管理委員会、証券監督管理委員会他との協議（北京）
- 2005 年 6 月 カナダ財務省他との協議（オタワ）
- 2005 年 6 月 米国 SEC との対話（東京）

#### II 人材交流

金融庁は、金融ビジネスの変化のスピードに対応できる人材の育成及び海外当局との連携強化の観点から、主要な外国の金融当局との人材交流を定期的に行っている。具体的には、2004 年 7 月から 1 年間、米国財務省通貨監督庁（OCC）へ職員 1 名を派遣した。

## 第2節 銀行・証券・保険の各分野における金融庁の技術支援の積極的取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を全て監督する立場（integrated regulator）から、我が国の経験や前述の国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割と認識している。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展するなか、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融庁は技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。

### I 証券監督者セミナー

2004年9月に、アジア等の新興市場国に対する技術支援の一環として、アジアを中心とする新興市場18カ国から、証券市場規制監督担当者29名を招き、「アジア等新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」（東京セミナー）を開催した。当セミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁・証券取引等監視委員会の職員、自主規制機関の職員や有識者による講義等を行った。また、当セミナーの参加者は、OECD及びアジア開発銀行研究所が主催した「第6回アジア資本市場改革ラウンド・テーブル」及び「第7回アジア・コーポレート・ガバナンス・ラウンド・テーブル」を聴講した。

### II 証券法務執行セミナー

2004年12月に、アジアの新興市場国15カ国の証券市場の法務執行担当者28名を対象に、証券市場の法務執行に関する証券法務執行セミナーを実施した。証券取引等監視委員会職員が、検査・犯則調査及び取引審査実務について講義を行った。また、参加者は、東京証券取引所や日本証券業協会といった自主規制機関から、その役割や業務内容について講義を受けたほか、証券会社の法令遵守の取組みについても説明を受けた。

### III 金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

2004年9月に、スリランカにおける金融情報システム（金融機関の本支店間、金融機関相互間、金融機関と個人・企業間の資金取引や情報処理のためのコンピューターシステムとそのネットワークなどを総称する概念）の個別問題の解決のために現地に専門家を派遣し、同国財務省、中央銀行及び主要国営銀行の実務担当者（計63名）を対象に講義を行った。

### IV 保険監督者セミナー

2005年6月に、アジア新興市場国5カ国の保険監督当局の担当者（計9名）を対象に、保険市場の適切かつ効果的な発展と両立した保険監督行政のあり方についてのセミナーを行った。当セミナーでは、金融庁職員や民間の実務者が、健全性の観点からの保険監督実務や我が国の保険市場の発展等について講義を行ったほか、研修員による発表や、金融庁職員とディスカッションを行うなど、相互理解の促進や理解の定着を図った。